

米国改正特許法 AIA の修正法案 (H.R. 6621) が下院において可決

2013年01月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国下院司法委員長により、2012年11月30日、米国改正特許法 (**America Invents Act**) を一部修正する法案 (H.R. 6621*1) が米国下院に提出されました。これは、米国改正特許法の立法時に文言上のミス等を技術的に修正するものです*2。

米国特許実務に関係がある修正法案は以下のとおりでした。

- (i) Inter Partes Review の請求時期の拡大 (先発明主義下の特許に関しては、特許発行後 9ヶ月経過後という時期的制限を撤廃)
- (ii) 宣誓書等の提出期限の明確化 (宣誓書、宣言書、代替陳述書、譲渡証書を Issue Fee の支払前に提出しなければならないことを明確化)
- (iii) 真正の発明者を決定する手続の請求期限の変更 (真正の発明者決定手続の請求期限は、冒認されたクレーム発明を含む特許が発行されてから 1年以内か、あるいは冒認されたクレーム発明を含む先の出願が公開されてから1年以内のうちの早い方)
- (iv) GATTウルグアイラウンド協定に基づく特許権存続期間の変更 (1995年6月7日までに**出願された特許出願であって係属中の特許出願については、記名がある発明者や譲渡人についての報告書をUSPTOが作成する**)
- (v) PTA規則に関する修正 (PCT出願の場合には米国国内段階移行日から3年を超えて係属している場合、特許権存続期間の延長が認められる。PTAの決定通知は、特許発行までに行われる。PTAに係る長官の決定に対する不服申立期間は、当該決定日より180日以内)
- (vi) 米国特許弁護士による法的助言に関する施行日 (2011年9月16日以降に開始された**全ての民事裁判に適用される。適用対象は、2011年9月16日以降に発行された特許に限られない**)

上記修正法案に対し、一部修正を加えて2012年12月18日に下院によって可決されました。可決された変更内容について以下に説明します。なお、本修正法案は、上院において審議されることになっています。

【全5頁】

*1 LINK: <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-112hr6621ih/pdf/BILLS-112hr6621ih.pdf>

法案 (H.R. 6621) には、誤記の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定する以外に、特許プラクティスに影響を与える事項も含まれています。

*2 本会期は2013年1月3日に終了する予定です。

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.